

## 太田市こどもプラッツ推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 太田市こどもプラッツ推進事業（以下「事業」という。）は、就労者世帯等の子育て支援を地域の方々の参画を得て行い、次世代を担う子どもたちが地域社会において心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。

### (対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、市内の小学校に在籍し、保護者の就労等により放課後に留守家庭となる世帯に属する児童とする。

### (事業内容)

第4条 事業は、こどもプラッツを市内の小学校単位で設置し、こどもプラッツにおいて次に掲げる事項を実施することをその内容とする。

- (1) 学びの場を設け、学習活動を行うこと。
- (2) 体験の場を設け、スポーツや文化的活動を行うこと。

### (指導スタッフ)

第5条 こどもプラッツに指導スタッフを置く。

- 2 指導スタッフは、地域のボランティア等のうちから市長が選任する。
- 3 市長は、指導スタッフに対する研修を行い、適切な事業の運営に努めるものとする。

### (休室日)

第6条 こどもプラッツの休室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）
- (4) 8月13日から8月16日までの日
- (5) 学校閉庁日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、臨時に休室し、又は休室日に開室することができるものとする。

### (開室時間)

第7条 こどもプラッツの開室時間は、放課後から午後5時45分までとする。ただし、太田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成17年太田市教育委員会規則第15号）第13条に規定する小学校の休業日にあつては、午前8時30分から午後5

時45分までとする。

(入室の手続)

第8条 児童をこどもプラッツに入室させようとする保護者は、太田市こどもプラッツ入室申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)及び就労証明書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、就労証明書の提出が困難な場合は、在学証明書(様式第7号)又はハローワークが発行する受付票の写し及び求人活動状況申告書(様式第8号)を提出するものとする。この場合において、求人活動状況申告書は、入室後3ヵ月毎に提出しなければならない。また、入室前に入室を辞退する場合は、太田市こどもプラッツ入室辞退届(様式第9号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、入室の可否を決定する。
- 3 市長は、入室の可否を決定したときは、太田市こどもプラッツ入室決定通知書(様式第4号)又は太田市こどもプラッツ入室却下通知書(様式第5号)により、当該申請をした保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による入室の決定に係る事項に変更が生じたときは、当該決定を受けた保護者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用料等)

第9条 こどもプラッツを利用する児童の保護者(以下単に「保護者」という。)は、児童1人につき月額3,500円(8月分のみ児童1人につき月額6,000円)の利用料を納付しなければならない。

- 2 児童がこどもプラッツに入室した日の属する月にあつては、保護者は、傷害保険料を別途納付しなければならない。
- 3 こどもプラッツにおける教材費等は、別途保護者が負担するものとする。

(利用料の納入)

第10条 保護者は、毎月市長の指定する日までに翌月分の利用料を納めなければならない。月の途中でこどもプラッツに入室し、又は退室した場合における利用料についても同様とする。

- 2 利用料は月額とし、児童がこどもプラッツに在籍している限り利用料は発生し、日割り計算は行わないものとする。
- 3 納入された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(退室の手続等)

第11条 保護者は、児童をこどもプラッツから退室させようとするときは、太田市こどもプラッツ退室届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、児童は退室となる。

- (1) 利用料を滞納したとき。
- (2) 誓約書の内容に違反したとき。
- (3) 市長が児童を退室させることが適当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。